

# 西部緑地公園再整備事業マーケットサウンディング調査 実施要領

(民間事業者向けアンケート調査)

## 1. 調査目的

本県では、西部緑地公園について、老朽化している県立野球場及び産業展示館を建て替えるとともに、園内施設の再配置等を行う再整備を検討しており、先般、再整備構想の骨子案を公表しました。

サウンディング調査は、県民の利便性やサービスの質の向上、経費縮減の観点から、より良い計画とするため、民間事業者のご意見やアイデアをお伺いするものです。

## 2. 対象施設の概要

項目	概要
名称	西部緑地公園
公園種別	運動公園
所在地	金沢市袋島町、古府町、北塚町、稚日野町
敷地面積	約 54.8ha (いしかわ総合スポーツセンター、テニスコート含む) ※再整備の対象面積は、約 48.8ha
主要施設	産業展示館 1号館～4号館、陸上競技場、補助競技場、投てき場、県立野球場、芝生広場等 (詳細は下図参照)
アクセス	北陸自動車道 (金沢西 IC) から車で約 5 分 JR 金沢駅から車で約 15 分
用途地域	市街化調整区域 (容積率 200%)
主な規制事項	周知の埋蔵文化財包蔵地



# 西部緑地公園再整備事業マーケットサウンディング調査 実施要領

(民間事業者向けアンケート調査)

## 3. 調査の方法等

### (1) 調査対象者

西部緑地公園再整備事業に関心のある事業者（法人又は法人のグループ）で次の者を除く。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ②参加申込書提出時点で、石川県の指名停止措置を受けている者
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者（ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす）
- ④次のアからオまでの、いずれかに該当する者
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 2 3 法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤石川県の納税義務を有する者であって、当該県税を滞納している者

### (2) スケジュール

サウンディング調査は、以下のスケジュールで実施します。なお、対話については、資料 3「調査票」のご回答内容を確認させていただき、必要に応じて実施させていただく場合がありますので、ご協力をお願い致します。

項目	資料 No	スケジュール
①実施要領の公表	資料 1	令和 5 年 8 月 3 日（木）
②参加申込の締切	資料 2-1 資料 2-2	令和 5 年 8 月 21 日（月）17 時
③アンケート調査票の提出期限	資料 3	令和 5 年 8 月 29 日（火）17 時
④対話依頼	－	令和 5 年 8 月下旬
⑤対話日	－	令和 5 年 9 月中旬

※④と⑤は、必要に応じて実施させていただきます。

## 西部緑地公園再整備事業マーケットサウンディング調査 実施要領

(民間事業者向けアンケート調査)

### (3) 参加申込

#### ①参加方法

参加希望者は、以下の日時・送付先までに、資料 2-1「参加申込書」及び資料 2-2「配付資料に係る守秘義務誓約書」を電子メールにて送付してください。なお、電子メール送信日の翌開庁日までに返信がない場合は、速やかに送付先に連絡してください。

受付期間	令和 5 年 8 月 3 日 (木) ~8 月 21 日 (月) 17 時
送付先	石川県企画振興部企画課 (担当: 宮本、田原) Mail : <a href="mailto:seiburyokuchi@pref.ishikawa.lg.jp">seiburyokuchi@pref.ishikawa.lg.jp</a> TEL : 076-225-1313

資料 2-1「参加申込書」及び資料 2-2「配付資料に係る守秘義務誓約書」を送付頂いた事業者には、以下の資料を電子メールにて送付させていただきます。

資料No	資料名	資料概要
資料 3	調査票	資料 4 や資料 5 をご確認の上、事業者に記載いただく調査票
資料 4	事業概要書	本事業の概要を記載した資料
資料 5	基礎資料	本公園の基礎情報を記載した資料

※県 HP にて、西部緑地公園再整備構想検討委員会、新県立野球場整備検討部会及び新産業展示館整備検討部会の資料を公表していますので、そちらも合わせてご確認ください。

(URL : <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kikaku/seiburyokuchi/top.html>)

#### ②調査票の提出

以下の日時・送付先までに資料 3「調査票」を送付してください。なお、電子メール送信日の翌開庁日までに返信がない場合は、速やかに送付先に連絡してください。

ご提出頂きました調査票のご回答内容を確認させていただき、必要に応じて県からサウンディング調査の対話をご依頼する場合がありますので、ご協力をお願い致します。

受付期間	令和 5 年 8 月 3 日 (木) ~8 月 29 日 (火) 17 時
送付先	(調査主体) 石川県企画振興部企画課 (担当: 宮本、田原) Mail : <a href="mailto:seiburyokuchi@pref.ishikawa.lg.jp">seiburyokuchi@pref.ishikawa.lg.jp</a>
	(調査受注者) オリエンタルコンサルタンツ・日本総合研究所・アルスコンサルタンツ共同企業体 (担当: 中村、宮地) Mail : <a href="mailto:oc_seiburyokuti@oriconsul.com">oc_seiburyokuti@oriconsul.com</a>

## 西部緑地公園再整備事業マーケットサウンディング調査 実施要領

(民間事業者向けアンケート調査)

### 4. 留意事項

#### (1) 守秘義務

資料3「調査票」、資料4「事業概要書」及び資料5「基礎資料」については、資料2-1「参加申込書」及び資料2-2「配付資料に係る守秘義務誓約書」をご提出いただいた事業者に配付する資料となります。守秘義務誓約書の内容を遵守してください。

#### (2) 費用負担

サウンディング調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とさせていただきます。

#### (3) 今回の参加実績の取扱い

本調査への参加実績は、本公園再整備事業に係る今後のいずれの公募事業等において、参加要件や評価の対象とするものではありません。

#### (4) 現地説明会、事業説明会

現地説明会や事業説明会の開催は予定しておりません。なお、現地は公園ですので、ご自由に見学が可能です。

#### (5) ご意見の取扱い

調査票や対話でいただいたご意見は、現在策定を進める「西部緑地公園再整備構想」と「新産業展示館構想」、「新県立野球場構想」の参考にさせて頂く場合がありますのでご了承ください。なお、事業者名や事業者ノウハウに係る部分は、特定されないよう配慮します。

### 5. 問い合わせ先

何かご不明点等ありましたら、メールにてご連絡をお願い致します。

**事務局**： 石川県企画振興部企画課（担当：宮本、田原）

**Mail**： [seiburyokuchi@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:seiburyokuchi@pref.ishikawa.lg.jp)

**TEL**： 076-225-1313